

## 飼養動物の安全・健康保持推進事業費

19百万円（27百万円）

自然環境局総務課動物愛護管理室

### 1. 事業の概要

平成21年6月に施行されたペットフード安全法は、犬及び猫のペットフードについて、有害な製品が流通しないよう製造、輸入及び販売を規制することにより、ペットの健康を保護し動物の愛護に寄与することを目的としている。当該法律の適正な運用を行うため、国会で付された附帯決議も踏まえ、必要な情報の収集・提供、調査研究、立入検査の実施、関係機関との連携体制整備を図るものである。

#### (1) ペットフードの安全性の確保

- ・有害な製品の流通の早期把握・対応のため、関係省庁、地方公共団体、学会、獣医師団体等との連絡会議の開催
- ・事業者への立入検査の実施

#### (2) 犬猫以外のペットフードに関する調査

- ・ペットフードの安全性の課題等の情報収集・調査
- ・新たな規制が必要なペットフードについての検討

#### (3) 飼養動物の安全・健康保持に関する普及啓発

- ・適切な給餌や健康管理に関するガイドラインの作成
- ・パンフレットや講習会等による普及啓発

### 2. 事業計画

#### (1) ペットフードの安全性の確保

H21年度～

#### (2) 犬猫以外のペットフードに関する調査

H21年度～H23年度

#### (3) 飼養動物の安全・健康保持に関する普及啓発

H20年度～

### 3. 施策の効果

パンフレットやポスターの作成・配付及び講習会の開催等による普及啓発を行うことで法の周知と、ペットフードの適切な管理や犬や猫の健康保持について普及啓発を図る。また、関係機関等の連絡・連携体制の構築を図ることでペットフードの安全確保の体制整備を行う。

# 飼養動物の安全・健康保持推進事業

ペットフード安全法：平成21年6月施行

国は、安全性に関する情報の収集、整理、分析及び提供を図る（法第3条）  
必要な限度において、事業者に対し、立入検査、報告徴収等の実施（法第11、12条）  
法の対象は犬及び猫のペットフード（施行令）

立入検査  
の実施

事業者



製造業者



輸入業者



販売業者

安全・健康保持に関する情報提供  
（ガイドラインの作成、パンフレット  
配布や講習会等）

飼養者



連絡会議  
の開催

業界団体  
（自主規制実施）



関係省庁

獣医師会等



動物愛護団体

消費者センター

関係団体の連携体制整備

犬猫以外の  
ペットフードに  
関する調査



安全性の課題等  
の情報収集・調査